OTSU 大津市 Lake Biwa

教育厚生常任委員会
説　　明　　資　　料

令和8年5月22日
こども未来部

目次

こども未来部機構図・・・・・・・・・・・・3
こども・若者政策課・・・・・・・・・・・・4
子育てひろばゆめっこ・・・・・・・・・・１１
幼保支援課・・・・・・・・・・・・・・１５
保育入所課・・・・・・・・・・・・・・２２
子育て支援給付課・・・・・・・・・・・２６
児童クラブ課・・・・・・・・・・・・・３４
こども総合支援局・・・・・・・・・・・３７
こどもの育ち支援課・・・・・・・・・・３８
こども発達相談センター・・・・・・・・４２
こども・子育て安心課・・・・・・・・・４５
母子保健課・・・・・・・・・・・・・・５０

こども未来部機構図

組織図　　（令和８年４月１日現在）　　（注）グレーの所属は福祉事務所を兼ねる。

- こども未来部
  - こども・若者政策課
    - こども青少年係
    - 政策推進係
    - 施設係
    - 子育てひろばゆめっこ
    - 児童館（小野、堅田、坂本、皇子が丘、膳所、田上）― ６カ所
  - 幼保支援課
    - 管理支援係
    - 保育係
    - 幼児教育係
    - 保育所 ― 14園

瀬田東、瀬田北

※幼稚園は補助執行のため、教育委員会の教育機関に位置づけ

- 保育入所課
  - 入所係
  - 給付係
- 子育て支援給付課
  - 管理給付係
  - 家庭福祉係
- 児童クラブ課
  - 管理係
  - 保育係
  - 児童クラブ ― 37カ所

小松、木戸、和邇、小野、伊香立、真野、真野北、堅田、仰木、
仰木の里、仰木の里東、雄琴、日吉台、坂本、下阪本、唐崎、志賀、
比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山、

- 東部こども療育センター
- こども・子育て安心課
  - こども家庭支援室
- 母子保健課
  - 管理助成係
  - 乳幼児保健係
  - 母子保健係

【こども・若者政策課】

1　課の事務概要

こども青少年係

(1)子ども・子育て支援に係る施策(他課の分掌事務に属するものを除く。次号において同じ。)の調査及び統計に関すること。

(2)その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること。

(3)青少年施策の総合企画及び推進に関すること。

(4)青少年施策の調査及び研究に関すること。

(5)青少年対策本部に関すること。

(6)青少年施策に係る関係機関等との連絡調整に関すること。

(7)その他青少年施策について必要な事項に関すること。

(8)大津市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための検証委員会に関すること。

(9)子育てひろばゆめっこ及び児童館との連絡調整に関すること。

(10)部内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

(11)公印の保管に関すること。

(12)課及び児童館の一般庶務に関すること。

政策推進係

（1）子ども・子育て支援に係る施策の総合企画及び総合調整に関すること。

（2）市立認定こども園の設置に係る企画及び調整に関すること。

（3）大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること。

（4）子ども・子育て支援に係る施策（他課の分掌事務に属するものを除く。）に関する関係機関等との連絡調整に関すること。

（5）市立幼稚園の在り方の検討に関すること。

施設係

（1）市立保育所、市立認定こども園、市立幼稚園及び児童館の施設整備及び施設管理に関すること。

（2）教育・保育施設の防災対策に関すること。

児童館

（1）児童の健全育成に関すること。

（2）公印保管に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

特になし

3　今年度の主な事業について

（1）子ども・子育て支援事業　　事業費　41,153 千円

　「こども・若者の幸せな未来を築くまち　おおつ」を基本理念とする「大津市こども・若者支援計画」（計画期間：令和7年度から令和11年度まで）について、同計画に基づき各施策を推進する。

　また、子ども食堂等支援事業費補助金、大学等受験料支援事業助成金や結婚新生活支援事業補助金による学習・生活支援及び子育てアプリの活用による子育て世帯への情報発信の充実など、子ども・子育て支援事業を実施する。

（2）大津市ファミリーサポートセンター運営事業　　事業費　12,100 千円

　仕事と子育てを両立させ、安心して働くことができるようにするとともに、地域の子育て支援を行い、児童福祉の向上を図るため、子育ての援助を行いたい方と当該援助を受けたい方で構成する会員組織として、ファミリーサポートセンターを設置している。（委託先：社会福祉法人　大津市社会福祉協議会）

　令和7年度末活動状況　　会員数1，881名　　　活動件数3，104件

（3）児童館運営事業　　事業費　162,978 千円

　市内6館において、0～18歳未満の児童を対象に、遊びを通じた児童の健全育成に取組んでいる。

（4）市立保育園施設管理事業　　事業費　104,127 千円

①維持管理事業（事業費　73,575 千円）

市立保育園 12 園及び認定こども園 1 園の保育環境を維持するための事業

（主な経費：光熱水費、廃棄物収集運搬等）

②増改築等整備事業（事業費　30,552 千円）

市立保育園の改修工事等を行う事業（主な事業：園庭の遊具の更新等）

（5）市立幼稚園施設管理事業　事業費　164,721 千円

①管理運営事業（事業費　90,113 千円）

市立幼稚園 28 園の教育環境を維持するための事業（主な経費：光熱水費、通園バスの運行業務等）

②維持管理事業（事業費　11,488 千円）

市立幼稚園 28 園の教育環境を維持するための事業（主な経費：廃棄物収集運搬等）

③園舎等改修事業（事業費　63,120 千円）

市立幼稚園の改修工事等を行う事業（主な事業：園庭の遊具の更新、旧雄琴幼稚園解体工事）

（6）青少年健全育成事業　事業費　7,546 千円

市民会議、学区民会議、市が連携してあいさつ運動をはじめとする地域ふれあい活動を進めるほか、有害情報の氾濫など全体的な課題に対して地域の対応力に差が生じないよう、市民会議の研修会等を通して情報共有し意識の醸成などを図っていく。

また、中学生が、それぞれの思いや考えを発表することにより、論理的に物事を考える力や自分の主張を正しく伝える力を身に付けるとともに、家庭や学校、地域の人たちが中学生の思いを受け止め、理解や共感を深めることを目的として実施する「中学生広場「私の思い2026」大津市広場」を「大津市青少年育成市民のつどい」と同時に開催する。

（7）子ども・若者育成支援推進事業　事業費　9,728 千円

ひきこもり、ニートなど社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者やその家族をはじめ、だれでも気軽に相談でき、子ども・若者やその家族と一緒に考え共に行動する総合相談窓口を運営し、関係機関と連携しながら、一人一人に寄り添った支援を実施している。また、窓口や電話等での相談業務に加え、当事者交流や体験事業など、居場所づくりを行うことで、参加者が外出する機会を創出している。併せて、関係機関等による支援を円滑かつ効果的に行うことを目的とする子ども・若者支援地域協議会を運営する。

①子ども・若者総合相談窓口（委託先：社会福祉法人　大津市社会福祉協議会）

開設場所　明日都浜大津5階

受付時間　月～金曜日　午前9時～午後5時（祝休日・年末年始除）

対象者　大津市内にお住まいの子ども・若者(15歳～)、ご家族など

②子ども・若者支援地域協議会の運営

代表者会議　2回(7月、2月開催予定)

実務者会議　4回程度(7月、9月、12月、2月頃開催予定)

個別ケース検討会議(必要に応じて開催)

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

大津市立幼稚園再編等計画

5　当面する課題、懸案事項について

(1)大津市立幼稚園再編等計画の策定について

市立幼稚園では園児数が減少しており、子どもにとって望ましい教育・保育環境を提供することが難しい施設があることから、令和 7 年度より、子どもたちの健やかな育ちの環境整備と保護者支援を目指して、学識経験者や教育関係者、地域活動関係者などで構成する大津市立幼稚園再編等検討委員会において、調査・審議をいただいている。今後、同委員会からの答申を受けて、令和8年8月頃の大津市立幼稚園再編等計画策定を目指す。

（2）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施について

子ども・子育て支援法に基づく給付制度として「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」を令和8年度から実施している。本市においては、市民ニーズに応えられるよう、引き続き民間事業者に対する周知を行うとともに、一部の公立施設でも実施していく。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【子育てひろばゆめっこ】

1　子育てひろばゆめっこの事務概要

管理・情報グループ

(1)子育てひろばゆめっこの一般庶務に関すること。

(2)子育てに関する情報の収集・発信に関すること。

地域応援グループ

(1)子育てや子育て支援に関する事業の実施及び地域連携・調整に関すること。

(2)親子、家族の交流・学習・体験に関すること。

(3)各地域の子育てに係る相談・支援に関すること。

(4)子育て支援に関するボランティアの育成に関すること。

発達支援グループ

(1)乳幼児及びその保護者に対する発達支援療育に関すること。

(2)乳幼児及びその保護者に対する発達相談や支援に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

(1)子育てひろばゆめっこ運営事業　　　　　事業費　12，183千円

①情報の収集と発信事業

情報誌の発行、ホームページの管理・子育てアプリの運用

②親子、家族の交流と学習、体験事業

子どもや保護者のふれあいの場の提供

③子育て語り合い相談事業

子育て支援員(利用者支援専門員)による相談支援

子育て仲間の語り合いの場の提供

④大津っ子子育て応援隊養成事業

子育て応援隊の公募、養成

子育て支援事業及び地域活動の充実

⑤子育て地域活動支援事業

各学区エリアの自主サークルや関係機関による講座の開催や遊び場の提供

(2)子ども発達支援・療育推進事業　　　　　　　　事業費　　　735 千円

①日々の子育ての中で、子どもの育てにくさを感じている保護者や発達的な支援を必要としている子どもを対象に発達支援療育を実施する。

②保護者の子育てや子育て仲間の広がりを支援する。

(3)大津っ子みんなで育て“愛”全戸訪問事業　　事業費　7,777 千円

①母子保健法による新生児の訪問指導を受けていない、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭へ、保育士と民生委員児童委員が訪問することで、子育ての孤立化を防ぐ。

（訪問依頼件数　令和6年度　141件　令和7年度　138件）

②訪問時に、子育てに関する相談や子育て支援に関する情報を提供する。

③支援が必要な家庭に対しては、母子の養育環境を把握し適切な支援に結びつける。

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

特になし

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【幼保支援課】

1　課の事務概要

管理支援係

(1)市立保育園、市立幼稚園及び市立認定こども園の予算管理及び経理に関すること。

(2)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業を利用する乳幼児の保健衛生指導に関すること。

(3)家庭的保育事業等の指導監査に関すること。

(4)特定教育・保育施設における障害児保育及び特別支援教育に関すること。

(5)課の一般庶務に関すること。

保育係

(1)市立保育園及び市立認定こども園の運営に関すること。

(2)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者との連絡調整に関すること。

(3)市立保育園及び市立認定こども園の職員の配置計画に関すること。

(4)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所の給食栄養指導に関すること。

(5)指定保育士養成施設に関すること。

(6)特定地域型保育事業における適切な処遇の確保に関すること。

(7)保育の質の向上に向けた研修に関すること。

(8)市立保育園及び市立認定こども園の職員の保育指導に関すること。

(9)幼保共通カリキュラムに関すること。

幼児教育係

(1)市立認定こども園及び市立幼稚園の運営に関すること。

(2)市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の配置計画に関すること。

(3)市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の研修に関すること。

(4)市立認定こども園及び市立幼稚園の職員の教育指導に関すること。

(5)市立認定こども園及び市立幼稚園を利用する幼児の特別支援教育相談に関すること。

(6)特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子どもの就園就学指導に関すること。

(7)幼保共通カリキュラムに関すること。

2 昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3 今年度の主な事業について

(1)市立保育園の運営事業

① 保育園の役割

「保育所保育指針」及び「市立保育園の全体的な計画」に基づき、すべての子どもと家庭を大切にする保育方針のもと、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、安心安全な保育と保護者に対する支援等を行っている。また、地域の子育て支援の拠点として保健福祉ブロック内で中心的な役割を担っている。

②設置状況、入所状況（令和8年4月1日現在の状況）

市立保育園：12園（葛川保育園・逢坂保育園は休園中）を開設し保育を行っている。

園数：12園

定員：1,460 名（葛川保育園・逢坂保育園は休園中・こども園含む）

入所数：987名（こども園二・三号認定含む）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R8	28	113	140	248	218	240	987
R7	22	66	138	210	241	270	947
R8－R7	6	47	2	38	▲23	▲30	40

③ 地域での子育て支援事業

ア）子育てステーション事業

イ）子育て相談室

ウ）地域活動事業

エ）乳児家庭全戸訪問事業

（2）市立認定こども園の運営事業

①市立認定こども園の開設

ひえい平保育園と比叡平幼稚園については、一体施設において保育を実施していたが、令和6年4月1日から幼保連携型認定こども園に移行した。

②入園状況（令和8年4月1日現在の状況）

園児数：37名

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
R8	2	2	6	8	9	10	37
R7	0	4	5	9	10	12	40
R8－R7	2	▲2	1	▲1	▲1	▲2	▲3

（3）市立幼稚園の運営事業

①市立幼稚園の役割

「幼稚園教育要領」及び「市立幼稚園教育課程」に基づき、幼児期の学校教育として遊びの中の学びを推進するとともに、家庭・地域・保幼小中等関係機関との連携を図りながら、特色ある教育活動や子育て支援の取り組みを行う役割を担っている。

②設置状況、入園状況（令和8年4月1日現在の状況）

市立幼稚園28園を開設し、幼児教育の提供を行なっている。

園数：28園

園児数：1,416 名(こども園一号認定含む)

	3歳	4歳	5歳	合計
R8	425	485	506	1,416
R7	447	494	582	1,523
R8－R7	▲22	▲9	▲76	▲107

③幼稚園子育て支援事業

ア)在園児預かり保育事業（幼稚園型一時預かり事業）

通常一時預かり事業（週5日間：令和7年度より保育開始前8時30分～9時まで、保育終了後17時までを17時30分までに延長）

特別一時預かり事業（長期休業期間：令和7年度より8時30分～17時30分まで、前後30分ずつ延長）

イ)未就園児親子通園事業

ウ)子育て講座、子育て相談事業

(4)その他の主な事業

①発達支援保育・特別支援教育の充実

②発達上支援を必要とする子どもへの対応

③保育士確保に向けた情報発信

④幼稚園・保育園の合同研修と連携交流の推進

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

保育士確保に関する取り組みについて

保育士の確保が全国的に課題となっている中、本市においても保育士の確保が難しくなっている。

公立の保育園等の保育士については、大学等での PR のほか、令和7年度はPR冊子などのリニューアルを通して大津で保育士として働くことの魅力を積極的に発信した。

令和8年度は、採用に係る SNS 広告を実施するとともに、潜在保育士等就職支援給付金や保育士等奨学金返還支援事業費補助金などの支援制度をPRすることで保育士の確保に努めていく。

6 その他、特に報告すべき事項について

大津市立幼稚園における乳児等通園支援事業の実施について

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)が令和8年4月から子ども・子育て支援法における給付事業となり、全自治体での実施が義務化されることから、令和8年9月から大津市立幼稚園3園において、実施を予定している。

【保育入所課】

1　課の事務概要

給付係

（1）子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付の支給に関すること。

（2）特定保育所への委託費の支払に関すること。

（3）病児保育事業に関すること。

（4）民間教育・保育施設に対する運営助成等に関すること。

（5）保育所及び幼保連携型認定こども園の設置並びに家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業の認可に関すること。

（6）幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関すること。

（7）特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者、特定乳児等通園支援事業者及び特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

（8）認可外保育施設に関すること。

（9）課の一般庶務に関すること。

入所係

（1）保育施設等の利用の調整及び要請に関すること。

（2）子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付の支給認定に関すること。

（3）利用者負担額の決定に関すること。

（4）保育所、市立認定こども園及び市立幼稚園の保育料等の収納に関すること。

（5）保育所及び市立認定こども園の保育料の徴収業務の収納課への移管に関すること。

（6）市立認定こども園及び市立幼稚園における幼児の入園、転園及び退園に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

（1）民間教育・保育施設等への給付　　　事業費　13,998,172 千円

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設への施設型給付費（私立認可保育所については児童福祉法に基づく委託費）、特定地域型保育事業所に対する地域型保育給付費の給付を行う。

特定教育・保育施設	保育所	40 施設
	認定こども園	39 施設
	子ども・子育て支援新制度移行の幼稚園	2施設
特定地域型保育事業所	家庭的保育事業所	10 施設
	小規模保育事業所	27 施設

（2）民間保育施設への運営助成・補助金（施設整備分を除く。）　　事業費　2，002，148千円

　民間保育施設に対する運営費補助や人件費補助等の運営助成、一時預かり事業や病児保育事業を実施する事業者に対する補助を行う。障害児保育にかかる保育士の加配や児童の体調不良等の緊急対応ができる看護師等の加配に対する補助、保育士等の処遇改善にかかる費用の補助などの民間保育施設に対する支援を実施することで、保育環境の充実、保育士等の処遇改善の支援を行っていく。

（3）子育てのための施設等利用費の給付　　事業費　139,245 千円

　令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、認可外保育施設や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等の「子育てのための施設」を利用するための費用を給付する。

（4）乳児等のための支援給付及び認定　　事業費　40,842 千円

　0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象とした、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施する事業者の認定及び事業に対する支援給付を行う。

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

（1）待機児童対策について

共働き世帯割合の増加や女性の就業率の上昇等により保育ニーズが高まっていることに加え、全国的な保育士不足の影響により保育施設への入所が困難な地域があるため、「民間保育施設の整備」と「保育人材の確保」の両面から、保育ニーズの高まりに対応する事業を進めていく。

（2）病児保育事業について

本市北部地域の病児保育事業者が、令和5年3月末をもって事業を廃止し、令和５年度、令和６年度と公募を実施したが応募がなかった。また、本市中部地域の病児保育事業者が、人材が確保できないとして令和８年3月末をもって事業を廃止した。このことから、本市中部地域以北で病児保育施設がない状況を踏まえ、市営住宅唐崎駅前団地のテナントを活用して病児保育事業を行う事業者の公募を行い、事業者を選定したところであり、令和8年10月開設に向けて進めていく。

６　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【子育て支援給付課】

1　課の事務概要

管理給付係

(1)児童手当の認定及び支給事務に関すること。

(2)妊婦のための支援給付に関すること。

(3)課の一般庶務に関すること。

家庭福祉係

(1)母子及び父子福祉事業の企画及び調整に関すること。

(2)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による相談に関すること。

(3)寡婦福祉施設の管理運営に関すること。

(4)母と子の家しらゆりの指定管理者による管理に関すること。

(5)母子家庭、父子家庭及び寡婦の日常生活支援に関すること。

(6)児童扶養手当の認定及び支給に関すること。

(7)母子、父子等に対する各種手当等の支給に関すること。

(8)母子父子寡婦福祉資金に関すること。

(9)女性相談に関すること。

(10)児童福祉法に基づく母子生活支援施設における保護の実施及び費用の徴収に関すること。

(11)母子生活支援施設との連絡調整に関すること。

(12)配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)に関すること。

(13)母子家庭等自立支援給付金事業に関すること。

(14)母子家庭等就業・自立支援センター事業に関すること。

(15)その他母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

(1)児童手当支給事業　　事業費 7,512,190 千円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、高校生年代までの児童を養育する父母等に児童手当を支給する。

〇受給者数等(令和8年2月末日)　受給者 28,570 名　児童 48,679 名

支給対象	18 歳到達後の最初の年度末まで
手当額	**・3歳未満** 　第1子、第2子：15,000 円 　第3子以降　：30,000 円 **・3歳～高校生年代** 　第1子、第2子：10,000 円 　第3子以降　：30,000 円 （第3子：22 歳年度末までの子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とする ）
所得制限	なし
支払期月	年6回（偶数月）

（2）妊婦のための支援給付　　事業費　242,634 千円

令和7年4月1日から子ども・子育て支援法に、妊婦の経済的負担の軽減を図ることを目的とした「妊婦のための支援給付」が創設され、給付認定を受けた妊婦に対して「妊婦支援給付金」を支給している。

①妊婦支援給付金1回目（妊娠届出時）：妊婦1人あたり5万円

②妊婦支援給付金2回目（胎児数届出後）：胎児1人あたり5万円

※いずれも所得制限なし

（3）女性相談事業費　　事業費　9,662 千円

女性相談員が、配偶者等からの暴力被害者の相談業務等を行い、その自立を支援している。

（4）母子・父子及び寡婦福祉対策　　事業費　1,242,155 千円

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、ひとり親家庭等の児童が、その置かれている環境の中で心身ともに健やかに育成され、ひとり親家庭の父や母及び寡婦が健康で文化的な生活が保障されるとともに、自ら進んでその自立を図り、生活の安定と向上に努めるよう支援する。

母子父子自立支援員がひとり親家庭等に対し、生活相談などのさまざまな相談業務を行い、その自立を支援する。

（令和８年4月1日現在）	ひとり親家庭等
世　帯　数	3，386 世帯
児　童　数	5，182 人

① 児童扶養手当支給事業（母子父子家庭）　（事業費 1，166,196 千円）

父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童を養育する母、父又は養育者に対して、児童が18歳に到達後の3月31日まで、児童扶養手当法に基づき支給する（所得制限あり）。

・児童扶養手当受給世帯数　　1,965 世帯（令和8年4月1日現在）

・年6回奇数月に支給

② 母子家庭等就業・自立支援センター運営事業　（事業費　4，678千円）

母子家庭の母等が収入面・雇用条件面等でより良い職業に就き、経済的に自立できるよう就労支援員がハローワークと連携を図りながら就労相談、就労支援を行う。また就労機会の拡大に向けた講習会の開催、多重債務や養育費確保などひとり親の生活相談や、離婚前の相談に対応する弁護士及び司法書士による無料相談の実施、養育費確保のための補助等を行っている。

③ 母子家庭等自立支援事業　（事業費　21，715千円）

ア)自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母等が就労に有利な資格を取得するため、教育訓練講座を受講した場合に受講料等の一部を助成する自立支援教育訓練給付金を支給する。

また、就職に有利な資格(看護師、保育士等)取得を目指す母子家庭の母等の修業期間の生活の負担の軽減を図り、経済的自立を促進するため、半年以上の養成機関で修業する場合に、修業期間の全期間(上限4年間)高等職業訓練促進給付金を支給する(給付額は課税状況、修業時期等により決定)。

イ)高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高校中退を含む中卒のひとり親家庭の親・子の就労を促進するため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合の受講料の一部を支給する。

ウ)母子家庭等日常生活支援事業

一時的な生活援助、子育て支援を必要とするひとり親家庭に支援員を派遣する。

(委託先:社会福祉法人 滋賀県母子福祉のぞみ会)

④交通災害等遺児年金支給事業 (事業費 648 千円)

交通災害等によりひとり親となった家庭の自立促進を図るため、子ども一人あたり 36,000 円/年の遺児年金を支給する。

(5)母子家庭生活支援事業　　事業費 100,015千円

児童福祉法に基づき、母子家庭の母と子の福祉が欠けると認められるときは、母子生活支援施設へ入所させ福祉の増進を図る。

① 母子生活支援施設管理運営事業

母と子の家しらゆり 定数15世帯(令和８年4月1日現在 ８世帯)

(指定管理:社会福祉法人 湘南学園)

② 母子生活支援施設広域入所事業

夫等からの避難のため、本市の母子生活支援施設に入所することが困難な母子について、他の母子生活支援施設に受入れを依頼する。〈令和８年4月1日現在 8世帯 広域入所〉

(6)母子父子寡婦福祉資金貸付事業　　事業費 120,000千円(特別会計)

母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子・父子家庭や寡婦の経済的自立を図るため、貸付業務(修学資金、就学支度資金等12資金)を行う。

４　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

５　当面する課題、懸案事項について

(1)未収金の回収について

母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童扶養手当過払い金について、母子家庭等は生活状況が厳しいこともあり、未収金の回収が課題となっている。

【未収金の状況】	令和７年3月31日現在		令和８年3月31日現在	
	件数	金額	件数	金額
母子父子寡婦福祉資金	164件	38,555,051円	176件	38,962, 206円
児童扶養手当	29件	19,176,400円	30件	20,093,220円

６　その他、特に報告すべき事項

特になし

【児童クラブ課】

1　課の事務概要

管理係

(1)放課後児童健全育成事業の企画及び調整に関すること。

(2)児童クラブへの通所の登録及び費用の徴収に関すること。

(3)児童クラブの管理運営に関すること。

(4)民間児童クラブに対する運営助成等に関すること。

(5)児童クラブの施設の管理に関すること。

(6)課の一般庶務に関すること。

保育係

(1)支援員等の研修及び保育指導に関すること。

(2)児童クラブへの通所児童の保健衛生指導に関すること。

児童クラブ(37カ所)

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

　　該当なし

３ 今年度の主な事業について

児童クラブ数・児童数推移　　　　　　　　（各5月1日現在）

年　度	クラブ数	児童数（人）
令和4年度	37（28）	3，008　（929）
令和5年度	37（32）	3，216（1，048）
令和6年度	37（36）	3，468（1，112）
令和7年度	37（39）	3,601（1,223）
令和8年度	37（40）	3,780（1,359）

※（　）は、民間児童クラブの数と児童数

※令和8年度のみ4月1日現在（春休み通所の児童数含む。）

（1）放課後児童健全育成事業　　事業費 237,669 千円

公立児童クラブ37カ所の維持管理及び児童への間食（おやつ）提供を行う。また、昨年度に引き続き3か所の児童クラブの空調機器を更新し、夏期における子どもたちの生活環境の改善を図る。

（2）民間児童クラブ運営助成事業　　事業費 698,772 千円

児童クラブの通所ニーズに対応するため、引き続き国県の補助制度を活用し民間児童クラブの運営及び開設に係る費用を補助する。

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

(1)通所ニーズへの対応

増加傾向にある通所ニーズに対応するため、場所や支援員の確保が課題となっており、引き続き教育委員会と連携した余裕教室等の活用や民間児童クラブの設置を促進していく。また、年間を通して支援員を募集するほか用務員の雇用などにより支援員の負担軽減を図っていく。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

こども総合支援局

【こども育ち支援課】

1　課の事務概要

(1)子どもの発達支援に係る施策の総括に関すること。

(2)子どもの発達支援に係る施策の企画立案に関すること。

(3)特定教育・保育施設を利用する障害児又は発達上支援が必要な子どもの発達相談に関すること。

(4)障害を有する子ども及び障害を有するおそれがある子どもの発達上の支援に係る調整に関すること。

(5)こども発達相談センター、北部こども療育センター、やまびここども療育センター及び東部こども療育センターとの連絡調整に関すること。

(6)こども総合支援局内の事務事業に係る調整及び連絡に関すること。

(7)課の一般庶務に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３　今年度の主な事業について

(1)児童福祉管理事業　　　　　　　　　　　事業費　 2,799 千円

発達に課題を持つ子どもが、乳幼児期から学齢期まで一貫性と継続性を持った支援を受けることができるよう、相談体制やライフステージに応じた支援の充実を図るとともに、全ての子どもの育ちと保護者の子育てを支えるための取組を進める。

①子どもの発達支援に係る関係所属間の調整

本市の発達支援体制(大津方式)について、時代の変化に伴うニーズや子ども・子育ての実態を踏まえ、保護者が子どもに適した支援体制を選択できるよう療育・保育の環境を整えることや、学齢期においても切れ目のない支援を届けるため、こども総合支援局内や教育委員会等の関係所属が連携できるよう調整を行う。

②巡回相談業務

障害のある子どもと発達上支援を必要とする子どもを対象に、専門スタッフが保育所、幼稚園等を巡回し、保護者・保育者との相談を行う。

(2)児童発達支援事業　　　　　　　　　　　事業費 80,022 千円

児童福祉法に基づき、知的障害や発達に課題のある乳幼児に対する療育と保護者への支援を行う。

①児童発達支援センター

ア)やまびこ園(やまびここども療育センター内)　定員40名　週5日または週2日登園、週1日親子登園

イ)わくわく教室(北部こども療育センター内)　定員20名　週5日または週2日登園

ウ)のびのび教室(東部こども療育センター内)　定員40名　週5日登園

※ 発達支援療育事業 (2歳児)定員 16 名　週 2 日登園

(1・2歳児)定員 10 名　月 1 日登園

②療育前早期対応親子教室

障害の早期発見・早期対応に取り組むため、子どもと保護者を対象に実施する。

3療育施設　月2回　午前中　各10名程度(1・2歳児)

やまびこ園　月1回　午前中　5名程度(0・1歳児)

③相談支援事業所

指定障害児相談支援事業所として、やまびこ相談支援事業所、わくわく相談支援事業所、のびのび相談支援事業所において障害児通所支援事業を利用する障害児及び保護者に対し、「障害児支援利用計画」を作成する。

4 パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5 当面する課題、懸案事項について

(1)一人一人の子どもに寄り添った発達支援体制の整備について

保護者の就労意欲の高まりや子どもの状況を踏まえ、時代の変化に伴うニーズに対応するとともに、妊娠期から乳幼児期、学齢期に至るまでの切れ目のない支援を実現するため、各分野・職種の連携を一層深め、一体的な支援を行えるよう体制整備を行う。

6 その他、特に報告すべき事項について

特になし

【こども発達相談センター】

1　課の事務概要

(1)発達に係る相談及び助言に関すること。

(2)発達に係る診察及び検査に関すること。

(3)発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関すること。

(4)発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関すること。

(5)発達障害児等の早期発見、早期対応、支援施策の企画に関すること。

2　昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

3　今年度の主な事業について

(1)こども発達相談事業　　　事業費　5,249千円

３歳６か月児健診後の幼児から中学生までの発達等にかかる相談を多職種で実施し、校園等と連携して幼児から学齢期まで切れ目のない支援を行い、子どもの健全な育成とよりよい親子関係をめざす。オンライン相談にも対応している。

①発達相談・発達検査

発達相談員が必要に応じて検査を行い、発達的理解が深まるように説明、助言する。

②専門医による相談

子どもの心や発達の専門医が診察し、支援や治療の方向性を助言する。

③関係機関との連携

元教諭や保育士が校園等と連携し、必要に応じて観察訪問も行い、支援の方向性を協議する。

④保護者支援

保健師、家庭相談員が保護者の個別相談や、グループ学習会を実施する。

⑤その他

関係機関職員を対象とした研修、市民向けの講演会の実施、ホームページやリーフレット配布による周知啓発

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5　当面する課題、懸案事項について

特になし

６　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【こども・子育て安心課】

1　課の事務概要

(1)家庭児童の相談に関すること。

(2)児童虐待の防止等に関する法律に関すること。

(3)要保護児童対策地域協議会に関すること。

(4)子どもの居場所づくり事業(児童福祉法に規定する要支援児童又は要保護児童等を対象とするものに限る。)に関すること。

(5)児童福祉法に基づく助産施設における助産の実施及び費用の徴収に関すること。

(6)子育て短期支援事業に関すること。

(7)里親制度に関すること。

(8)課の一般庶務に関すること。

こども家庭支援室

(1)母子保健及び児童福祉の包括的な支援の実施に関すること。

2 昨年度に実施した調査委託等の成果について

該当なし

3 今年度の主な事業について

(1)家庭児童相談業務

社会環境が変化する中、子どもや家庭に関する問題は多様化、複雑化している。

家庭児童相談業務では、電話や面談、家庭訪問等により、子どもや家庭に寄り添った相談・支援を行うとともに、児童虐待を始め要保護児童の通告窓口として、関係機関とも連携しながら児童虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めていく。

(2)児童虐待の未然防止及び早期発見・早期対応

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題である。

児童虐待が発生する背景や要因は複合的であり、福祉、保健、教育の行政機関や医療、警察、弁護士、児童養護施設、民生委員児童委員など、子どもや家庭に関わる様々な機関で構成する「大津市要保護児童対策地域協議会」(児童福祉法第 25 条の 2)を中心として、各機関が連携し、児童虐待の未然防止及び早期発見、早期対応に努めていく。

[令和７年度児童虐待防止啓発ポスター：こども家庭庁]

また、児童虐待の未然防止のための取組として、子どもや保護者、関係機関等を対象とした研修を計画的に実施していく。

〇児童虐待相談件数　998 件（令和7年度）

（種別内訳）　身体的虐待　352 件　　心理的虐待　333 件

ネグレクト　293 件　　性的虐待　20 件

（3）子どもの居場所づくり事業　　事業費　14，218 千円

支援を必要とする子どもたちが安心して過ごせる場所を提供し、その場所において、学習支援や生活支援等を行うことにより、子どもの健全な発達に寄与することを目的として市内3か所で実施している。

令和8年度は地域バランスなどを考慮し、新たに北部地域に1か所増設し、子どもたちがより利用しやすい体制づくりを目指す。

委託先：特定非営利活動法人こどもソーシャルワークセンター（長等学区）

特定非営利活動法人あめんど（瀬田南学区）

特定非営利活動法人寺子屋共育轍（瀬田北学区）

(4)ヤングケアラーに関する啓発及び機関連携

社会的課題となっているヤングケアラーについては、その解決のために、子どもと家庭に関わる多様な機関が子どもの置かれている状況に気付くとともに、連携して寄り添った支援を行うことが重要となる。引き続き、関係機関とともに、ヤングケアラーに関する知識や支援の連携を深めるために、研修会を開催する。あわせて、ヤングケアラーに関するリーフレットにより周知啓発にも注力していく。

[ヤングケアラー支援リーフレット：大津市]

[令和７年度ヤングケアラーポスター：こども家庭庁]

(5)こども家庭支援室による母子保健と児童福祉の連携強化

児童及び妊産婦の福祉に関する包括的な支援を行うことを目的として、令和7年度からこども家庭センター機能を整備し、母子保健機能と児童福祉機能の連携強化を図っている。こども・子育て安心課内に設置したこども家庭支援室に

おいて、妊娠・出産・子育てにおいて支援を要する世帯を早期に把握し、母子保健課及び各すこやか相談所との合同ケース会議の開催、サポートプランの作成等を行いながら、迅速な対応・支援につなげていく。

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

該当なし

5　当面する課題、懸案事項について

児童虐待相談件数については、いまだ1，000件程度あることから、子どもや家庭に関わる各関係機関とより一層の連携を図りながら引き続き虐待の未然防止や早期発見、早期対応に努めていく。

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし

【母子保健課】

1　課の事務概要

管理助成係

(1)母子保健に係る施策の調整に関すること。

(2)児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に係る医療費の支給及び指定医療機関等の指定に関すること。

(3)課の一般庶務に関すること。

乳幼児保健係

(1)母子保健(乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。)に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。

(2)母子保健事業(乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものに限る。)の実施に関すること。

(3)乳幼児の健康教育及び健康相談に関すること。

母子保健係

(1)母子保健(乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。)に係る施策の企画、調査及び研究に関すること。

(2)母子保健事業(乳幼児健康診査、乳幼児歯科健診及び発達相談に関するものを除く。)の実施に関すること。

(3)児童福祉法に基づく小児慢性特定疾病に関すること(管理助成係の分掌事務に属するものを除く。)。

２ 昨年度に実施した調査委託事業等の成果について

該当なし

３ 今年度の主な事業について

(1)母子保健対策事業　　事業費 322,820 千円

母子保健の充実・強化を図るため、妊産婦健康診査、妊婦等包括相談支援、母子保健推進及び不育症治療費助成事業を実施する。

①妊産婦健康診査事業（事業費 300,445 千円）

母体や胎児の健康保持を目的とした妊産婦健康診査を実施するとともに、妊産婦の経済的負担の軽減を図る。

ア)妊婦健康診査の無料化

イ)産婦健康診査の費用助成

②妊婦等包括相談支援事業（事業費 18,338 千円）

保健・福祉・医療等の関係機関との連携を図りながら、女性の健康相談や産後うつ予防を目的とした伴走型相談支援、新生児訪問及び産後ケア事業など、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実施する。

ア)妊娠期から子育て期まで切れ目なく個々のニーズに即した支援につなぐ「伴走型相談支援」と「妊婦のための支援給付」(子育て支援給付課)を一体的に実施する。

イ)新生児訪問を実施し、母親の育児不安などを早期に発見し、必要に応じて保健スタッフによる継続支援を行う。

ウ)産後ケア事業(短期入所型、通所型、居宅訪問型)を実施し、令和7年度からは利用者の経済的負担軽減を目的に、居宅訪問型、通所型の利用者負担金の減免支援を実施している。

エ)市民税非課税世帯等の市民に対し、経済的負担の軽減を図るため、妊娠の判定を受けるための初回産科医療機関等受診料の一部を助成する。

③母子保健推進事業 (事業費 3,529 千円)

出産後の育児に関する各種健康教育・相談事業、多胎児家庭育児支援事業及びプレコンセプションケア推進事業を実施する。

ア)第1子の母と子を対象に仲間づくりや具体的な育児方法について学ぶ「赤ちゃんがきた(ベビープログラム)」や離乳食について学ぶ離乳食教室を実施する。

イ)不妊・不育症などについての女性の健康相談、離乳食や歯科保健などの育児相談に係る各種相談事業については、対面のほか、電話やオンラインでも実施している。また、産後うつ予防の取組みとして、妊娠期対象のマタニティサロン、初めてのパパママ教室を実施する。

ウ)多胎児家庭を対象に、交流会の開催や保護者の心身負担軽減のためのホームヘルパー派遣などの育児支援を実施する。

エ)若い世代から性や健康に関する正しい知識の普及を図るプレコンセプションケアについては、教育委員会と連携し、令和5年度から毎年市立小学校6年生に啓発冊子の配布や小中学校などでの出前講座を実施するとともに、商業施設での啓発を実施する。

④不育症治療費助成事業（事業費 508千円）

不育症治療及び検査に要した費用の一部助成を行う。

（2）小児保健対策事業　　事業費 201,343 千円

小児保健の充実・強化を図るための乳幼児健康診査、未熟児養育医療給付、小児慢性特定疾病対策事業を実施する。

①乳幼児健康診査事業（事業費 49,614 千円）

ア）乳幼児の健康状態把握、疾病の早期発見・早期対応と育児支援を目的として１か月児、４か月児、10 か月児、1 歳 9 か月児、2 歳 6 か月児、3 歳 6 か月児健康診査を実施する。

イ）幼児期後半から学齢期へのつなぎを充実するため、3 歳 6 か月児健康診査において把握された発達の課題や保護者の悩みに対し個々の育ちに応じた支援につなげるための個別相談の機会として 4 歳相談会を実施する。

ウ）子どもの個々の発達の特性を早期に把握し、育児の困難さや子育て相談のニーズを踏まえながら、子どもとその家族を必要な支援に繋げることを目的に、国は5歳児健康診査の実施を進めていることとしている。本市においても、3 歳 6 か月児健康診査以降に発現する言語の理解能力や社会性の課題を把握する方法として有効であることから、今年度から5歳相談会として試行的に実施する。

②未熟児養育医療給付事業（事業費 30,846 千円）

ア）母子保健法に基づき、医療を必要とする未熟児に対して必要な医療費を給付する。

③小児慢性特定疾病対策事業（事業費 120,883 千円）

ア）児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病の治療に関する医療費を助成する。

イ）小児慢性特定疾病児童とその家族が安心して在宅療養ができるように、一時的に対象児童を預かる療養生活自立支援事業を実施する。

4　パブリックコメントの手続きを執ることを予定している計画

特になし

5　当面する課題、懸案事項について

特になし

6　その他、特に報告すべき事項について

特になし